

税の申告は正しくお早めに

市民税・県民税の申告に関する☎課税課 ☎463-2852~3
確定申告に関する☎朝霞税務署 ☎467-2211

●郵送での申告書の提出にご協力ください

市民税・県民税申告書記入の際は、右のコードから「申告書記入例」をご参照ください。
ご不明な点がございましたら、お手元に申告書類をご用意のうえ、お問い合わせください。
※昨年度、市民税・県民税の申告をされた方には2月1日(水)に発送します。
※市民税・県民税の申告書が必要な方は、個別に郵送しますのでご連絡ください。



●令和5年度(令和4年分)の申告受付

日時／2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後4時

会場／市役所5階 大会議室 ※土・日曜日、祝日を除く。

ただし、2月19日(日)、26日(日)は受け付けを行います。

※例年開設していた産業文化センターの受付会場は、市役所に変更していますのでご注意ください。

●事業・不動産・譲渡所得、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、税務署で行ってください。

●申告が必要な方 詳しくは、右のコードからご確認ください。

収入のない方や非課税所得(遺族・障害年金、失業給付金など)のみの方のうち

同一世帯のどなたかの扶養(健康保険の扶養とは異なります)になっていない方 など

給与所得者の方のうち

給与所得以外の所得がある方や勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されていない方 など

公的年金を受給している方のうち

公的年金以外の所得が20万円を超える方 など

営業・不動産・農業・雑所得(公的年金以外)・一時所得などがあった方

※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方であっても、申告が必要な方はワンストップ特例の適用がなくなります。寄附金控除として併せて申告をしてください。



●申告に必要なもの

①前年の収入がわかるもの

給与所得の源泉徴収票・公的年金等の源泉徴収票、帳簿類など収入金額や必要経費等が証明できるもの

②各種控除(※)を受ける方は、控除額を証明する書類

※社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、寄附金控除 など

③マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバー記載のある住民票等と本人確認資料(運転免許証など)

④利用者識別番号(税務署等からのほうがきまたは通知)

番号をお持ちでない場合は、申告受付時に作成します。

●「医療費控除の明細書」の事前作成をお願いします

事前にご自宅等で医療費控除の明細書を作成してください。医療費控除を適用するには明細書等が必要
要です。明細書が必要な方は、右のコードからダウンロードしてください。

なお、申告会場で作成される場合、受け付けまでに時間がかかる可能性があります。



●上場株式等の配当等所得または譲渡等所得の申告をされる方へ

上場株式等の配当等所得や譲渡等所得(源泉徴収のある特定口座取引分に限る)について、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式(総合課税・申告分離課税・申告不要)を選択することができます。市民税・県民税納税通知書が送達されるまでに、異なる課税方式を選択する旨の市民税・県民税申告書の提出等が必要です。なお、課税方式を変更する場合には、特定口座年間取引報告書等の提出を求めることがあります。詳しくは、課税課までお問合せください。

※税制改正により、異なる課税方式が選択できるのは、令和5年度(令和4年分)までとなります。